

訪問リハビリテーション等の利用料金（令和6年6月作成）

＜訪問リハビリテーション：要介護1～5＞（1単位を10円として計算）

区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション	基本報酬：308単位	1回：3080円	1回：308円	1回：616円	1回：924円
	1回20分以上のサービス1週に6回が限度	2回：6160円	2回：616円	2回：1232円	2回：1848円
		3回：9240円	3回：924円	3回：1848円	3回：2772円

＜介護予防訪問リハビリテーション：要支援1～2＞

区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による介護予防訪問リハビリテーション	基本報酬：298単位	1回：2980円	1回：298円	1回：596円	1回：894円
	1回20分以上のサービス1週に6回が限度	2回：5960円	2回：596円	2回：1192円	2回：1788円
		3回：8940円	3回：894円	3回：1788円	3回：2682円

※介護予防訪問リハビリテーションにおいて、利用開始から12月が経過した場合、30単位/回減算

加算		区分	単位数	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
退院時共同指導加算（退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合に当該退院につき1回に限り算定）		介 支	600単位/回	6000円	600円	1200円	1800円
短期集中リハビリテーション実施加算：1日当たり	退院（所）日又は新たに要介護認定の効力が生じた日から3月以内（1週につき概ね2日以上、1日あたり20分以上実施）	介 支	200単位/日	2000円	200円	400円	600円
サービス提供体制強化加算：1回当たり Ⅰ：7年以上勤務している理学療法士等がいる場合 Ⅱ：3年以上の勤務 ＜令和6年6月現在算定なし＞		介 支	Ⅰ：6単位/回 Ⅱ：3単位/回	60円 30円	6円 3円	12円 6円	18円 9円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ：1月当たり（多職種で共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合）		介のみ	Ⅰ：180単位/月	1800円	180円	360円	540円
リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明＜令和6年6月現在算定なし＞		介のみ	上記に加えて270単位	2700円	270円	540円	810円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（退院（所）日または訪問開始日から3月以内。1週に2日を限度として加算）		介のみ	240単位/日	2400円	240円	480円	720円
移行支援加算：1日当たり（社会参加維持へのサービス移行体制評価）＜令和6年6月現在算定なし＞		介のみ	17単位/日	170円	17円	34円	51円

口腔連携強化加算<令和6年6月現在算定なし>	介 支	50単位/ 回(1月 に1回 限り)	500円	50円	100円	150円
------------------------	--------	-----------------------------	------	-----	------	------

※ 事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーション等を行った場合は、1回につき50単位を所定単位数から減算します

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村(保険者)に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

※ 短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、集中的に(介護予防)訪問リハビリテーション等を行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。

退院(退所)日から起算して3月以内の期間に行うときは、1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能改善が見込まれると判断された場合に算定します。

※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。)

4 その他の費用について

① 交通費	無し
② キャンセル料	当日、8時30分までに連絡があった場合、キャンセル料は不要。 当日、8時30分までに連絡がない場合、1提供当たりの料金の50%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	

日付： 年 月 日

利用者

<氏名> _____ (印)